

大規模サイバー攻撃事態等発生時における対処要領の改正について

令和 8 年 4 月 1 4 日
大通達甲（備）第 8 号ほか
警察本部長から本部各課・所
・隊長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生ずるおそれのあるサイバー攻撃事態若しくはその可能性のある事態又は社会的反響の大きなサイバー事象若しくはその発生につながるおそれのある事象を認知した場合における対処について、必要な事項を定めたものである。